

# 令和5年度 経営所得安定対策等のあらまし

## 令和5年度の主な変更点

### ① 産地交付金（県設定）助成内容の見直し

- ・大豆の作付面積の新規拡大について、9,000円/10aを助成します。  
要件：主食用米以外の水稻への輪作を実施。（前年大豆作付ほ場の2割以上）
- ・子実用とうもろこし（飼料用）の作付面積の新規拡大について、9,000円/10aを助成します。
- ・飼料用米（多収品種）について、3年以上の複数年契約の新規契約に対して、8,100円/10aを助成します。

### ② 産地交付金（国設定）助成内容の見直し

- ・飼料用米、米粉用米の複数年契約に対する助成が廃止されます。

### ③ 畑地化関連支援の見直し（「畑地化促進事業」の創設）

- ・水田における畑地化の取組について交付単価が変更となりました。  
（高収益作物：17.5万円/10a 畑作物：14万円/10a）
- ・水田を畑地化して高収益作物や高収益作物以外の畑作物の定着等を図る農業者に「2万円/10a×5年」が助成されます。
- ・畑地化に伴い土地改良区に支払う経費（地区除外決済金や協力金）が助成されます。

### ④ ゲタ対策の数量払の平均交付単価の見直し

- ・消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価が設定されました。

### ⑤ 交付対象水田の見直し方針

国から以下のとおり方針が示されました。

- ・水田活用の直接支払交付金については、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稻とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付の対象としない方針。

#### 【5年水張りルール具体化】

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
  - ①湛水管理を1か月以上行う。
  - ②連作障害による収量低下が発生していない。

# 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 【対象農地】 水田、畑地  
【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者  
（規模は要件としません）

## 数量払

交付単価は品質に応じて増減

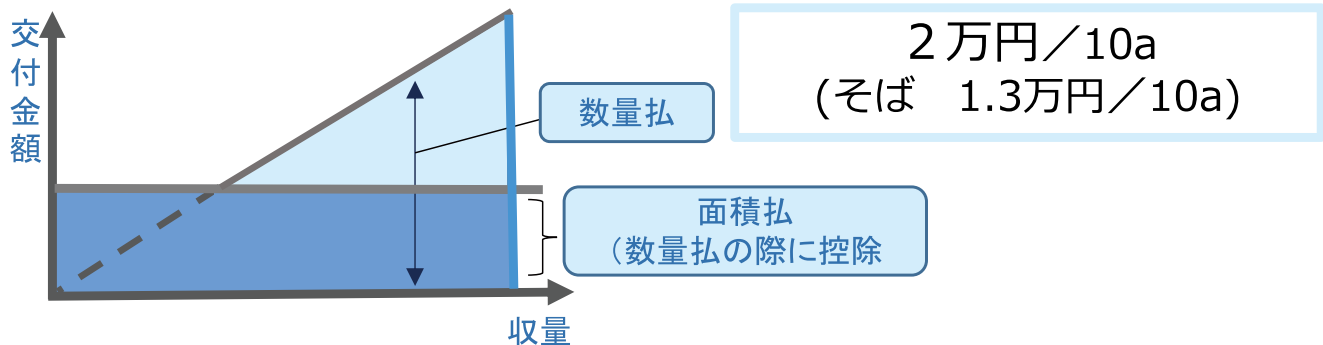
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦【水田・畑地】	5,930円／60kg	6,340円／60kg
大豆【水田・畑地】	9,430円／60kg	9,840円／60kg
そば【水田・畑地】	16,720円／45kg	17,550円／45kg
なたね【水田・畑地】	7,710円／60kg	8,130円／60kg

令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれます。

## 面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に基づき交付

〈畑作物の直接支払交付金のイメージ〉



# 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- 【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者  
（規模は要件としません）

- ※ 集出荷業者へ出荷する場合：6月末までに事前契約が必要。
- ※ 直接販売する場合：6月末までに販売計画の作成が必要。

- 【支援内容】 米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

- 【積立金】 加入者と国が1対3の割合で拠出します。
- ※ 収入保険と重複加入はできません。
  - ※ 積立金は掛け捨てではありません。

# 水田活用の直接支払交付金及び関連対策

【対象者】 販売農家、集落営農

## 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
	(多年生牧草について、収穫のみを行う年は、1.0万円/10a)
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a

## 畑地化促進事業

- ① 畑地化支援  
水田を畑地化して、ア.高収益作物及びイ.畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。
- ② 定着促進支援  
ア 高収益作物  
水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。  
イ 畑作物（高収益作物以外）  
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	畑地化支援（※1、2）	定着促進支援（※3）
高収益作物（野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	2.0（3.0※4）万円/10a×5年間 または 10.0（15.0※4）万円/10a（一括）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指します。
- ※2 令和5年度における取組が対象です。
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象です。
- ※4 加工・業務用野菜等の場合です。

- ③ 土地改良区決済金等支援  
令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します（ただし上限25万円/10a）。

## 畑地化促進助成

- ・子実用とうもろこし支援（1万円/10a）  
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援します。

# 産地交付金

今後、国と協議を行うため、内容が変更となる場合があります。

## 【県段階】

	対象作物等	要件	単価(10a当たり)	
県 設 定	飼料用米 (多収品種)	複数年契約助成	・ 3年以上の複数年契約 (令和3年からの継続分) ・ 多収品種・生産性向上の取組	8,100円
		複数年契約定着助成	・ 3年以上の複数年契約 (令和5年からの新規契約分) ・ 多収品種・生産性向上の取組	8,100円
			多収品種の種子が入手できないなどやむを得ず多収品種による作付けができない場合は、特例措置として主食用品種による作付けも交付対象とします。	
	大豆(拡大分)	作付面積の新規拡大 【要件】 主食用米以外の水稻への輪作を実施 (前年大豆作付ほ場の2割以上)	9,000円	
	子実用とうもろこし(飼料用) (拡大分)	・ 作付面積の新規拡大	9,000円	
	新市場開拓用米 (輸出用米等)	・ 生産性向上の取組	9,000円	
		省力技術導入加算	次のいずれかに取り組んだ場合に加算 ・ 1筆おおむね50a以上のほ場への自動水管理装置の導入 ・ 畦畔除去により1筆50a以上のほ場に拡大	加算額 21,600円
	高収益野菜 (拡大分)	・ 取組面積の8a以上の拡大・新規	45,000円	
		契約栽培加算	・ 契約栽培に取り組んだ場合に加算	加算額 27,000円
国 設 定	そば (基幹作)	-	20,000円	
	なたね (基幹作)	-	20,000円	
	新市場開拓用米 (基幹作)	-	20,000円	
		複数年契約加算	・ 3年以上の複数年契約 (令和5年からの新規契約分)	加算額 10,000円

※県設定の単価については、目安の単価であり、予算の配分や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります。

## 【地域段階】

地域ごとの対象作物や交付単価、取組内容は、関係する市町村・JA等にお問い合わせください。

このチラシに関するお問い合わせは

青森県農林水産部農産園芸課 017-734-9479  
 青森県農業協同組合中央会 017-729-8762  
 東北農政局青森県拠点地方参事官室 017-777-3512  
 または、関係する市町村、JA等までお願いします。

令和5年3月 青森県農業再生協議会